

大阪府福祉のまちづくり条例 改正の概要

- 令和7年6月に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(以下、「政令」という。)が一部改正されることを受け、条例基準との整合を図るため、大阪府福祉のまちづくり条例の改正を行う。

政令改正の概要(告示の内容を含む)

(1) 便所に係る基準の見直し

現行 建築物に不特定多数が利用する便所(以下、「不特定多数利用便所」)を設ける場合は、**車椅子使用者用便房を1箇所以上**設ける

改正 ①**不特定多数利用便所を、原則各階に1箇所以上**設ける
②**車椅子使用者用便房を、原則各階に1箇所以上※**設ける
※床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する建築物においては、**小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に車椅子使用者用便房を1箇所以上**設ける

(2) 車椅子使用者用駐車区画の設置数にかかる基準の見直し

現行 駐車場を設ける場合は1台以上を設ける

改正 駐車場を設ける場合は、その総数に対する割合で定める数以上を設ける
総数が200台以下の場合 2%以上
総数が201台以上の場合 1%+2以上

(3) 劇場等の車椅子使用者用部分の設置数にかかる基準の新設

現行 基準なし

改正 座席の総数に対する割合で定める数以上を設ける
総数が400以下の場合 2以上
総数が401以上の場合 0.5%以上

政令改正に伴う条例への影響

- 政令では2,000㎡以上の建築物に基準適合義務を求めているが、大阪府では条例において、規模要件の引下げを行っている
- 政令の車椅子使用者用便房の設置基準の見直しにより、1,000㎡未満の建築物において、従来の基準と異なり車椅子使用者用便房の設置が不要となる

条例に対象規模を引下げた建築物における基準適用イメージ(床面積1,000㎡未満の場合)

【現行基準】

	300㎡
	300㎡

建築物に車椅子使用者用便房を**1以上設置**

【改正基準】

	300㎡
	300㎡

床面積が1,000㎡未満は車椅子使用者用便房の**設置不要**

不特定多数利用便所
 車椅子使用者用便房

条例改正の概要

○今般の政令改正に伴い、条例で対象規模の引下げを行った建築物について、政令との整合を図る必要があることから、以下のとおり見直しを行う。

■便所にかかる基準の見直し

①条例対象小規模建築物(床面積500㎡未満の建築物)※に対する不特定多数利用便所の設置の緩和
※政令基準の適合義務の緩和が可能

従来通り「任意設置」とするため、便所に係る政令基準への適合義務を求めないよう改正(第13条2項)

②床面積1,000㎡未満の建築物への車椅子使用者用便房の設置

車椅子使用者用便房を**従来通り「建築物に1箇所設置」とする**よう改正(第18条2項)

	各階の床面積が1,000㎡以上の場合	床面積の合計が500㎡以上1,000㎡未満の場合	床面積の合計が500㎡未満の場合
便所の設置イメージ	1000㎡ 1000㎡ 1000㎡ 1000㎡	300㎡ 300㎡	政令基準 条例基準 200㎡ 200㎡
不特定多数利用便所	原則、各階設置	原則、各階設置	任意設置
車椅子使用者用便房	原則、各階設置	建築物に1箇所	建築物に1箇所以上(不特定多数利用便所を設置する場合)

その他規定整備

➤ 政令の条項ずれに対応するように改正 等